

【観音寺市】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	3,881	3,869	3,825	3,661	3,603
② 予備機を含む整備上限台数	4,463	4,449	4,398	2,814	1,242
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	1,214	1,331	1,058
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	1,214	1,331	1,058
⑤ 累積更新率	0%	0%	31.7%	69.5%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	0	182	174	158
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	182	174	158
⑧ 予備機整備率	0%	0%	15.0%	13.1%	15.0%

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に整備した端末4,114台のうち、中学校に整備した1,264台については令和8年度に1,214台を更新する。小学校に整備した2,850台については、令和9年度に小学校4～6学年分の1,331台を更新し、令和10年度に小学校1～3学年分の1,058台を更新する。

令和8年から3年間で端末の更新を完了する

(更新台数はいずれも予備数を除き、現在の推定値。中学校はChromebook, 小学校はiPad。)

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：中学校 Chromebook 1,264台 小学校 iPad2,850台

○処分方法

- ・小学校用端末 iPad2,850台のうち、使用可能な端末は、学校で管理職、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、事務職員等の業務やオンライン配信等に利用するほか、幼稚園やこども園、図書館、公民館等に需要調査の上、市の施設で活用する。再活用できない端末、利用見込みのない端末については、資源有効利用促進法の製造事業者又は小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託する。
- ・中学校用 Chromebook1,264台については、資源有効利用促進法の製造事業者又は小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託する。

○端末のデータの消去方法

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和8年4月、令和9年6月、令和10年6月	処分事業者 選定
令和9年3月、令和9年11月、令和10年11月	新規購入端末の使用開始
令和9年3月、令和9年11月、令和10年11月	使用済端末の事業者への引き渡し